資料8

令和6年度報酬改定について

R6.1.26　令和5年度小樽市地域密着型サービス事業所集団指導

令和6年度介護報酬改定の施行時期について

●令和６年度介護報酬改定の施行時期については、令和６年度診療報酬改定が令和６年６月１日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとなりました。
（厚生労働省老健局老人保健課　令和５年 12 月 27 日　事務連絡）

・**６月施行**とするサービス
居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション
・**４月施行**とするサービス
上記以外のサービス　☜**地域密着型サービスはこちらに該当！！**

令和6年度介護報酬改定の施行時期について

●なお、令和６年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善分については、予算編成過程における検討を踏まえ、**令和６年６月１日施行**とすることとしています。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告について

●厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：47

● ①管理者の責務及び兼務範囲の明確化
【全サービス】

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：54

●①「書面掲示」規制の見直し
【全サービス】

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等（※）については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：54

●①「書面掲示」規制の見直し
【全サービス】

（続き）しなければならないこととする。

※ 事業所の運営規程の概要等の重要事項、居室及び食堂の広さ、届出事項、特別な食事の提供に係る情報（内容及び料金等）、移動用リフト使用時の留意事項等

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：26

※以下、介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

●**④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入**
【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く。）】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、**基本報酬を減算**する。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：26

- **④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入**

その際、**一定の経過措置を設ける観点から、令和７年３月 31 日まで**の間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、**減算を適用しない**こととする。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：26

- **④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入**

なお、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和３年度介護報酬改定において感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務付けられてから間もないこと及び非常災害に関する具体的計画の策定が求められていないことを踏まえ、令和７年３月 31 日までの間、これらの計画の策定を行っていない場合であっても、減算を適用しないこととする。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：27

●①高齢者虐待防止の推進

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く。）】

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、**基本報酬を減算**する。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：27

●①高齢者虐待防止の推進

その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3 年間の経過措置期間を設けることとする。

また、施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：27

●②身体的拘束等の適正化の推進

【全サービス（施設系サービス、居住系サービス★を除く。）】
身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、**基本報酬を減算**する。その際、１年間の経過措置期間を設けることとする。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：27

- **②身体的拘束等の適正化の推進**

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：28

●**①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し**

【訪問介護、訪問入浴介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、**利用者の受入れに関する要件を見直す**。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：28

●**③通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し**
【通所介護、地域密着型通所介護】

通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算について、事業所全体で認知症利用者に対応する観点から、従業者に対する認知症ケアに関する個別事例の検討や技術的指導に係る**会議等を定期的に開催することを求める**こととする。また、**利用者に占める認知症の方の割合に係る要件を緩和**する。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：28

●④（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化
【小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】

（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の更なる強化を図る観点から、認知症加算について、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する**新たな区分を設ける**。
その際、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：29

●**⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進**

【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、以下を評価する**新たな加算を設ける**。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：29

●⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

ア BPSDの予防に資する認知症介護に係る専門的な研修等を修了している者を配置し、事業所内において、BPSDの予防に資するチームケアの指導を実施していること。

イ 評価指標を用いて、BPSDの評価を行い、BPSDの予防に資するチームケアを提供していること。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：29

●⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

ウ BPSDの予防に資するチームケアに関する計画を作成するとともに、チームケアの実施について計画的な評価・見直し、事例検討等を行っていること。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：32

●**③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し**

【通所介護、通所リハビリテーション★、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進する観点から、**リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う**。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：37

●①通所介護等における入浴介助加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、以下の見直しを行う。

ア 入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算（Ⅰ）の算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことを**新たな要件として設ける**。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：37

●①通所介護等における入浴介助加算の見直し

イ 入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする。
加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件に係る現行の Q＆A や留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：39

● ①科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：39

●①科学的介護推進体制加算の見直し

科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の**見直しを行う**。

ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：39

● **①科学的介護推進体制加算の見直し**

イ LIFE へのデータ提出頻度について、少なくとも「６月に１回」から「３月に１回」に見直す。

ウ 初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：41～42

●①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：41～42

●①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、**現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた４段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化**を行う。その際、１年間の経過措置期間を設けることとする。
また、以下の**見直しを行う**。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：41～42

●①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化

ア 職種間の賃金配分について、引き続き介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしつつ、職種に着目した配分ルールは設けず、一本化後の新加算全体について、事業所内で柔軟な配分を認める。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：41～42

●①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化

イ 新加算の配分方法について、新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、一番下の区分の加算額の１／２以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
その際、それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額について、その２／３以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：41～42

●①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化

ウ 職場環境等要件について、生産性向上及び経営の協働化に係る項目を中心に、人材確保に向け、より効果的な要件とする観点で見直しを行う。

令和6年度介護報酬改定について

●引き続き、令和６年度介護報酬改定に向けた省令・告示等が国より通知されましたら、**随時お知らせさせていただきます**。

●事業者のみなさまにおかれましても、通知については**必ず内容を確認していただき、令和６年４月からの適切なサービス提供に努めていただきますよう**ご協力お願いいたします